

舞鶴市放課後こどもまなかスマイル方針
～舞鶴市放課後児童クラブ運営方針～

令和7年3月

舞 鶴 市

《目次》

1. 方針策定の背景と目的	1
2. 児童クラブを取り巻く現状	2
3. 運営基本方針	4
4. 運営基本方針を実現するための具体的方策	5
(1) 優先的に取り組むこと	
①児童クラブでの過ごし方の充実	5
②放課後児童支援員の確保・育成、地域クラブの組織力の向上	6
③事務負担の軽減	8
(2) 具体化に向け研究していくこと	9
①利用希望への対応と適切な利用の推進	9
②利用者負担金の適正化	9
③施設環境の整備、運営体制の充実	10

舞鶴市放課後こどもまんなかスマイル方針 ～舞鶴市放課後児童クラブ運営方針～

1. 方針策定の背景と目的

(1) 方針策定の背景

共働きやひとり親世帯の増加、核家族化の進行、女性の就業率の上昇などにより、全国的に放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)の登録児童数は右肩上がりが増加傾向となっている。

本市では、平成12年度の社会福祉法人による児童クラブ開設を始まりとして、“地域のこどもは地域で育てる”を合言葉に、平成15年度に発足した地域の子育て支援協議会に平成16年度から順次、事業委託を行い、現在は29クラブ(地域26、法人3)で運営しているところである。

児童クラブの現場では、利用児童及び要配慮児童の増加に伴う担い手の不足や専門知識の習得などが長年の課題であり、また、令和6年12月に国から示された、放課後児童対策パッケージ 2025 において、児童クラブを開設する場(学校施設や保育所等の積極的な活用)や運営する人材の確保、すべてのこどもが放課後を安全・安心に過ごせる居場所づくりの推進が求められているところである。

これらを踏まえ、今後の児童クラブの運営の最適化を図っていくものである。

(2) 方針策定の目的

こどもの健やかな成長と保護者の仕事と家庭の両立支援を行う児童クラブが、求められる役割を再認識し、持続可能でかつ安全・安心なこどもの居場所の確保に向けて、その基本方針及び具体的方策を明示するものである。

(3) 方針の位置づけ

「舞鶴市放課後児童クラブ運営方針」は、「舞鶴市こどもまんなか計画」及び「第3期夢・未来・希望輝く『舞鶴っ子』育成プラン」の理念を踏まえつつ、児童クラブにおける様々な運営課題の解決を図るための方策を取りまとめるとともに、今後の実行方針を示し、早期に事業着手するため、令和6年度に方針策定するものである。

○方針期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

2. 児童クラブを取り巻く現状

(1) 小学校の児童数の状況

児童数は、全体的に減少傾向が続いている。

[単位:人]

学年／年度	R元	R2	R3	R4	R5
1年生	675	681	627	660	555
2年生	706	674	672	625	650
3年生	671	697	667	676	625
4年生	732	668	685	659	675
5年生	732	730	658	684	654
6年生	701	730	727	655	679
合計	4,217	4,180	4,036	3,959	3,838

学校基本調査より各年5月1日現在

(2) 児童クラブの利用児童の状況

利用児童数は、減少傾向が続いている。

なお、夏期期間中は、一時的に利用希望児童が増加することから、市が設置(運営は委託)する夏休み児童クラブを開設している。

区分	R元	R2	R3	R4	R5
クラブ数(箇所)	29	29	29	29	29
延べ利用児童数(人)	1,009	1,154	963	973	900

年間延べ利用児童数

【開設経過】

年	地域クラブ(18)、法人クラブ(3)
平成12年	児童センターふたば(社会福祉法人)
16年	倉梯、与保呂、志楽、明倫、余内
17年	新舞鶴、倉梯第二、朝来、吉原、福井
18年	中舞鶴、高野
19年	三笠
22年	池内、中筋
23年	岡田
24年	なかすじ保育園(社会福祉法人) ※現、なかすじこども園
27年	由良川
28年	南舞鶴(社会福祉法人)
30年	大浦

○複数のクラブがある小学校＝新舞鶴3、倉梯2、志楽2、明倫2、余内2、中筋3

【夏休み児童クラブ】

区分	R元	R2	R3	R4	R5
クラブ数(箇所)	2	1	1	1	2
利用児童数(人)	40	9	16	23	23

(3)支援員の状況(夏休み児童クラブ分は含まず)

支援員の総数は、減少傾向にある。

区分	R元	R2	R3	R4	R5
支援員人数(人)	221	232	234	220	217
平均年齢(歳)	58.8	59.7	57.4	55.7	56.7

各年4月1日現在

(4)委託料等・利用者負担金(夏休み児童クラブ分含む)

委託料等については、配慮が必要な児童への対応として支援員の加配や、京都府の最低賃金の改定にあわせた支援員の処遇改善を行うなど、人件費が増えてきていることで、全体として増加傾向にある。

また、平成12年の事業開始以来、物価や最低賃金の上昇、消費税の増税など、社会背景に様々な変化があっても、児童クラブの利用者負担金は、当初に設定された6,000円/月(年額72,000円)のままで据え置いている。

[単位:千円]

区分	R元	R2	R3	R4	R5
【委託料等】					
放課後児童健全育成事業費	93,379	93,436	103,452	107,017	122,585
利用者負担金	53,448	50,471	48,382	48,048	46,859
合計	146,827	143,907	151,834	155,065	169,444

注1 放課後児童健全育成事業費は、主に下記の経費で構成している。

- ① 施設の改修・修繕等、長机等の備品購入費などの施設整備費
- ② 放課後児童支援員の研修開催経費や傷害保険料
- ③ 利用児童の募集案内書や利用申込書等の作成費
- ④ 各地域子育て支援協議会や社会福祉法人などへの運営委託費(人件費、通信運搬費、消耗品等の事務経費等)

注2 R4の利用者負担金は新型コロナウイルス感染症による減免措置あり。

3. 運営基本方針

国の放課後児童クラブ運営指針を基に、児童クラブに求められる役割を再認識し、持続可能で、かつ安全・安心なこどもの居場所の確保に取り組む。

安定した児童クラブ運営を行うために、市は、支援員の確保・育成、事務負担の軽減を図るとともに、児童を取り巻く課題への対応に向き合い、責任をもって児童クラブの運営に関わるなど、事業委託先の各子育て支援協議会や学校等と連携して適正な運営を推進する。

(1) こどもの最善の利益(※注1)を守る

- ・児童の権利に関する条約の理念に基づき、こどもの最善の利益を考慮しながら育成支援に努める。
- ・こどもまんなか(※注2)の視点にたち、運営内容や支援内容を評価し、課題等については改善する。
- ・保護者との連携、情報共有を丁寧に行う。

(※注1)ためになること。

(※注2)こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えること。

(2) 安全・安心な居場所を確保する

- ・支援員の知識の習得、技能の向上に努めるとともに、必要な設備や備品を整え、こどもが安心して過ごせる遊びや生活の場としてふさわしい環境をつくる。

(3) こどもの成長や発達を支援する

- ・異年齢集団での生き生きとした生活を通じて、こどもの社会性や道徳性を育む。
- ・こどもが自由に自分の気持ちや意見を表すことができる力を育む。
- ・こどもの学ぶ意欲と生きる力を育む。

(4) 運営主体と市との連携を図る

- ・地域の子育て支援協議会による児童クラブについては、継続的に運営できるよう、地域と市はもちろんのこと、学校等とも連携のもと課題を適時共有し、解決を図る。
- ・法人運営の児童クラブについても、その役割が十分に発揮されるよう、連携・支援を行う。

(5) 持続可能で安定したクラブ運営基盤の構築を目指す

- ・就業規則の作成等により、支援員の労働環境の整備を行う。
- ・利用者負担金の見直しを検討し、安定した運営基盤の構築を目指す。なお、利用者負担金の見直しを実施する場合には、真に経済的な支援が必要な家庭

への負担軽減策(減免制度)を設けるとともに、急激な負担増とならないよう配慮する。

4. 運営基本方針を実現するための具体的方策

(1)優先的に取り組むこと

①児童クラブでの過ごし方の充実

ア. 現状・課題

本市の児童クラブは、地域ごとの文化や良さといったものが運営に現れており、児童や保護者、支援員の関係も密着しており、大切なコミュニティが形成されている。

一方で、異年齢のこどもが集まっていることから、児童同士のトラブルが発生することもある。また、こどもが遊びの中で関わる仲間や遊びの内容は多様であることから、支援員は、こどもが仲間関係を作り出せるように関わりを工夫し、自発的に遊びを展開できるように援助することが求められている。

こどもの最善の利益を第一に、こどもまんなかの視点にたった運営や育成支援を進めていく必要がある。

イ. 方向性の主なポイント

a. 基本的考え方

児童の意見を尊重する。

令和6年4月1日から運用している「安全・安心マニュアル」を活用し、児童が安心して過ごすことができる環境づくりを目指す。

b. 具体的な取り組み

○こどもまんなかアンケートの実施

利用児童にアンケートを実施し、こどもの意見を基礎資料としたクラブ運営を目指す。

○配慮を要する児童のサポート

乳幼児教育センター等の専門機関との連携により、児童の育成支援に必要な助言等を随時実施する。

発達支援員の配置決定については、年齢に応じた成長・発達の観点から、集団の中での個別支援の必要性を鑑み、総合的に判断することに留意する。

○「安全・安心マニュアル」の活用

児童が、安全・安心に利用できるよう、支援員は「安全・安心マニュアル」を活用し、衛生管理や安全対策を行う。

○施設環境の整備・充実

こどもの健全な育成と遊び及び生活の支援(育成支援)を行うため、児童クラブと相談しながら、空調設備や畳等の更新など、クラブ室の環境を計画的に整備する。

学校併設の児童クラブについては、グラウンドや体育館などが利用できるよう学校と連携を図る。また、トイレなどの設備改修についても学校等と協議を行い、改善を図る。

近年、猛暑日が長期間続くこともあり、空調設備の稼働は児童・支援員の生命を守るためにも必須であり、その空調設備を円滑に稼働できるよう日々の点検はもとより、専門業者による清掃を実施する。

②放課後児童支援員の確保・育成、地域クラブの組織力の向上

ア 現状・課題

a.放課後児童支援員

地域の児童クラブでは、安定して児童クラブを運営していくために必要となる支援員の確保が難しい状況が続いており、支援員の確保を求める募集チラシを自治会等へ配布しているところであるが、応募が少ないことから、募集方法の工夫が必要である。

b.児童クラブ

本市の児童クラブは、18の地域子育て支援協議会と3つの法人が運営に関わっている。そのうち、地域子育て支援協議会については、「地域のこどもは地域で育てる」という地域ぐるみでの子育て支援の環境整備を図るため、平成15年に発足した組織であり、地域の児童クラブの運営母体としての役割を担っている。

児童クラブの開設から20年以上経過する中で、児童を取り巻く環境は年々変化してきており、不登校や発達支援など様々な課題への対応に加え、国においては、こどもの安全・安心な居場所の確保の観点から、学校施設の積極的な活用や待機児童の早期解消が求められているところである。

今後も安定した運営基盤を将来にわたって確立するためには、これまで以上に学校等との連携が重要になってきている。

イ 方向性の主なポイント

a.基本的考え方

支援員の確保、児童を取り巻く課題への対応などに向き合いながら、持続可能な運営を目指す。

b.具体的な取り組み

○支援員の確保

募集チラシの自治会等への配布に加え、市が広報紙やホームページ等を活用し、支援員の募集を支援する。

シルバー人材センター等と連携し、支援員業務を委託する。

○処遇改善の実施

令和5年度より新設した報酬制度を充実させ、支援員の処遇改善を実施する。

令和4年10月から設定している通勤手当を継続して支給する。今後、主任支援員、副主任支援員の役職手当の処遇改善をはじめ、運営委員長、庶務担当者、会計担当者などの役職の処遇改善もあわせて実施する。

【支援員組織】

主任支援員
副主任支援員
資格有支援員
資格無支援員
アルバイト

主任支援員、副主任支援員には、有資格者を充てる。

○労働環境の整備

舞鶴労働基準監督署からの助言等をもとに、各児童クラブにおいて就業規則等を整える。

○放課後児童支援員の育成

研修等は、参加する支援員にとって貴重な学びの機会であるだけでなく、児童クラブにとっても新たな知識や視点を職場に取り入れ、日々の実践を振り返る貴重な機会となることから、ニーズ等に対応するテーマを設定した、市主催の研修会を実施する。

○地域クラブの組織力の向上

京都府主催の放課後児童支援員認定資格研修の受講を促進し、資格取得率の増加を目指す。

- ・R5年度資格取得率 51%(217人中、110人受講)
- ・R11年度資格取得率(目標値)68% (220人中、150人受講)

○功労者表彰に係る候補者の推薦

舞鶴市社会福祉大会に係る社会福祉功労者表彰対象に、20年以上にわたり従事した支援員等を表彰候補者として推薦する。

③事務負担の軽減

ア 現状と課題

児童クラブで勤務する支援員を取り巻く環境は、要配慮児童の増加などもあり、多忙な状況となっている。

支援員の業務は、児童の健康管理、安全の確保、保護者及び市や学校との連絡調整など多岐にわたり、加えて児童を見守りながら、支援員の勤務管理、備品・消耗品等の管理、利用者負担金の徴収などの事業運営に関する事務的業務も行っている。

本来業務である児童の健康管理、安全・安心な預かり等を行うためにも、勤務条件の改善、事業運営に関する事務的業務の効率化による負担の軽減などを行い、働きやすい職場環境を整えていく必要がある。

イ 方向性の主なポイント

a.基本的考え方

事業運営にあたっては、各児童クラブの実情も勘案しつつ、業務内容について児童クラブと市が現状や課題を共有するとともに、お互いが役割分担して進めていく必要がある。

そのため、支援員がこれまで以上に本来業務に専念できるよう、児童クラブにおいて実施している事務的業務の一部を見直す。

b.具体的な取り組み

○オンライン申請での受付

これまで紙媒体で受け付けていた利用申請をオンライン化することにより、一斉受付時はもとより、随時受付の際の事務的手間を軽減し、児童への支援や保護者等とのコミュニケーションなど、支援員の現場活動に係る時間の確保につなげる。

○会計事務の効率化

市が委託している地域児童クラブについては、それぞれ独自の実績報告書を作成しているため、市における確認作業が煩雑となり、膨大な時間を費やしていることから、統一した実績報告書様式とするなど、双方の事務の効率化を図る。

(2)具体化に向け研究していくこと

①利用希望への対応と適切な利用の推進

ア 利用実績と今後の見込み

児童クラブ運営の実情に応じて、小学3年生までを基本として利用決定を行っている中で、利用児童は減少傾向にあり、待機児童の発生はない。

年度	利用児童数
令和3年度	768人
令和4年度	762人
令和5年度	709人

(各年5月1日現在、子育て応援課)

イ 方向性の主なポイント

○利用希望児童の受入れ「待機児童“0”の継続」

保護者の就労等で放課後や長期休暇において児童の預かりが必要な家庭に対し、待機児童が発生することのないよう、実施場所や支援員の確保に努めるとともに、利用を希望する保護者との協議・調整を図りながら、真に児童クラブの利用が必要な児童の受入れに取り組む。

○適切な利用の推進

適切な利用を推進するため、利用保護者に申請情報の変更があった場合は、異動届や証明書等の速やかな提出を求め、また、利用を辞める時は原則として利用中止日の1週間前に中止届の提出を求める。

○受入れ学年の拡充化

規模や実情によって、小学校6年生までの受入れを実施している児童クラブもあることから、今後、各地域の実情に応じ、運営体制などの諸条件を整えれば、受入れ学年を拡充することも検討していく。

②利用者負担金の適正化

ア 現状・課題

平成12年の事業開始以来、物価や最低賃金の上昇、消費税の増税など、社会背景に様々な変化があっても、児童クラブの利用者負担金は、当初に設定された6,000円/月(年額72,000円)のまま、据え置いている。

今後、将来にわたり安定的な事業実施体制を整えるため、社会情勢等を鑑みつつ、利用者負担金の見直しが必要となっている。

イ 方向性の主なポイント

a.基本的考え方

国の児童クラブに対する費用負担の考え方は、運営費の1/2相当を公費負担(国・府・市それぞれ1/6)とし、残りの1/2相当を利用者負担としている。

市においても、持続可能で安定した運営を担保するため、国の考えに準じた見直しを行い、利用者負担金の改定を検討する。

b.具体的な取り組み

○利用者負担金の改定

令和6年度に実施した利用保護者向けアンケート結果では、利用者負担金の増額について、約8割の保護者が賛成もしくはやむを得ないとの意見があることから、社会背景の変化を勘案し、見直しを行うものとする。

あわせて、利用者負担金の徴収システムの導入について、その方法や仕組みを検討していく。

③施設環境の整備、運営体制の充実

ア. パソコンの配備

情報セキュリティの課題等をクリアしたうえで、Wi-Fi環境を整備し、パソコンの配備を検討していく。

イ. 学校の長期休業期間中の昼食提供

令和6年度に実施した利用保護者向けアンケート結果では、約8割が昼食提供を希望していることから、衛生面や安全性を考慮しつつ、対応する支援員等の意見も聞きながら検討していく。